

「和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」等の運用について（例規）

（制定：平成12年 5 月26日 交指第16号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例（平成12年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。）、和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例施行規則（平成12年和歌山県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）が制定・公布され、平成12年6月1日から施行されることとなったので、下記の点に配意し、適正な運用に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

集団で交通違反を行ったり、深夜に爆音を轟かせて暴走するなど、県民の日常交通の安全と生活の平穏を害している暴走族については、警察における取締り活動を始めとして、教育機関、自治体等各種関係団体により、その根絶に取り組んできたところであるが、近年、暴走族の動向は凶悪化、悪質化する傾向が見られ、県民生活に不安と脅威を与えている。

このような情勢下において、条例では、県民の日常生活の安全と平穏を害している暴走族及び暴走行為者等について、その範囲を明確にした上、県民を始め、県、学校等の行政機関、関係事業者等が、それぞれの立場で連携を図りながら、暴走族の追放及び暴走行為等の防止の促進を図ることにより、県民の交通安全と深夜の安眠等日常生活の安全と平穏を確保することを目的として制定されたものである。

第2 運用上の留意点

1 広報啓発活動の推進

条例は、暴走族及び暴走行為者等（以下「暴走族等」という。）の暴走行為等の防止、暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のいない社会を築くことを推進していくために、県、県民、保護者、学校・職場等の関係者、事業者、自動車等の運転者、施設・道路の管理者がそれぞれの立場で行うべき努力義務を定め、県民が総ぐるみで暴走族等の追放の促進を図ろうとするものであるところから、条例の内容を周知徹底することが必要不可欠である。

よって、あらゆる機会に可能な限りの広報媒体を活用して、条例の広報に努め、周知徹底を図ること。

2 教養の徹底

各所属長は、条例の趣旨、内容等について、所属職員に対する教養を徹底し、運用の適正を期すること。

第3 保護者への要請手続

1 要請の上申

警察署長は、条例第12条に規定する公安委員会の保護者に対する要請が必要と認めるときは、保護者に対する要請上申書（別記様式）に関係記録等の謄本を添付して、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経由して警察本部長に上申するものとする。

2 要請書の交付

規則第2条に規定する要請書の保護者への交付は、所轄警察署長を経由して行うものとする。

3 報告

要請書を交付した警察署長は、その結果について、交通指導課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

（別記様式省略）